倉吉市花と緑のまちづくり支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、倉吉市花と緑のまちづくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　補助金は、市内で多くの人の目に触れる場所（道路、河川敷地及び公園敷地その他の公共用地をいう。）に花その他植物（樹木を除く。）を計画的に植える事業（以下「植栽事業」という。）を行なう団体に対し補助金を交付することで、市民の主体的な緑化活動を推進することを目的として交付する。

（補助金の交付）

第３条　市は、前条の目的を達成するため、別表の第１欄に掲げる者（以下「補助対象事業者」という。）が、同表の第２欄に掲げる場所（以下「補助対象地」という。）で行う植栽事業に対して補助金を交付する。

２　補助金の額は、補助事業に要する別表の第３欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）と同表の第４欄に定める額のいずれか低い額とする。

（交付申請の時期等）

第４条　補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号及び様式第２号によるものとする。

（交付決定の時期等）

第５条　市長は、交付申請を受けたときは、別に定める審査委員会において、審査を行うものとする。

２　補助金の交付決定は、原則として、前条第1項の市長が別に定める日の翌日から30日以内に行うものとする。

３　補助金の交付決定通知は、様式第３号によるものとする。

（承認を要しない変更）

第６条　規則第12条第１項の市長が別に定める変更は、補助金の額の増減を伴う変更、交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更以外の変更とする。

２　前条第２項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第７条　規則第17条第１項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める日までに行わなければならない。

(１)　規則第17条第１項第１号又は第２号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から 10日を経過する日

(２)　規則第17条第１項第３号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の４月10　　　　　　日

２　規則第17条第１項の報告書に添付すべき同条第２項第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第４号及び様式第５号によるものとする。

（雑則）

第８条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は令和５年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は令和５年５月17日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は令和６年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １　補助対象事業者 | ２　補助対象地 | ３　補助対象経費 | ４　補助限度額 |
| 市内に事務所又は活動拠点を有し、植栽事業を行う団体。  ただし、企業（社会貢献活動に該当すると認められる取組を行う場合を除く。）、政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体、暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体、実体のない団体等は対象外とする。  １団体１年度毎１回のみ交付。２回目の事業まで補助対象とする。 | 市内の道路、河川敷地及び公園敷地その他の公共用地 | (１)　補助金の目的を達成するために、花その他の植物を植える計画策定に要する経費。また、植栽事業により植えた植物の管理に係る経費。  (２)　花その他の植物を植えるために必要な原材料、消耗品等の購入に要する経費。  (３)　その他、補助事業を実施するために必要と市長が認める経費。  (４)　以下の経費は補助対象外とする。  (ア)　団体の運営に係る経常的な経費、団体構成員に対する個人給付的な経費（事業に主要な役割を果たす者を除く。）  (イ)　食糧費（事業実施に必要不可欠なもので市長が認める場合は除く。）  (ウ)　備品購入費  (エ)　国・県または市町村（倉吉市を含む。）からの補助金等の対象となっている経費 | 100,000円 |

様式第１号（第４条関係）

令和　年度倉吉市花と緑のまちづくり支援事業補助金事業計画書

|  |  |
| --- | --- |
| １　事業実施主体 |  |
| ２　事業の目的 |  |
| ３　事業内容 | （①実施予定日、②対象者、参加（予定）人数、③開催場所、④事業概要などを記載） |
| ４　その他 | 他の補助金の活用の有無（　　有　　・　　無　　）  ※他の補助金の活用について「有」「無」のいずれかに○をしてください。  ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。 |

様式第２号（第４条関係）

令和　年度倉吉市花と緑のまちづくり支援事業補助金収支予算書

（収入の部）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　目 | 予算額 | 摘　要 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　計 |  |  |

（支出の部）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　目 | | 予算額 | 摘　要 |
| 補助対象経費 |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 小　計 |  |  |
| 補助対象外経費 |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 小　計 |  |  |
| 合　計 | |  |  |

様式第３号（第５条関係）

令和　年　月　日

　様

　倉吉市長　広田　一恭

令和　年度倉吉市花と緑のまちづくり支援事業補助金交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった倉吉市花と緑のまちづくり支援事業補助金について、次のとおり交付決定しましたので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号）第８条第１項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　補助事業の名称 | 倉吉市花と緑のまちづくり支援事業補助金 |
| ２　算定基準額 |  |
| ３　交付決定額 |  |
| ４　交付の条件 | 倉吉市補助金交付規則及び倉吉市花と緑のまちづくり支援事業補助金交付要綱の定めるところに従うこと |

(１)　補助事業の内容、経費の配分その他の事項の変更（市長が別に指定するものを除く。）を　　　　する場合においては、市長の承認を受けること。

(２)　補助事業を中止し、または廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(３)　補助事業者は、規則及び倉吉市花と緑のまちづくり支援事業補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

(４)　補助事業者は、補助事業により交付目的以外の財産を取得してはならない。

様式第４号（第７条関係）

令和　年度倉吉市花と緑のまちづくり支援事業補助金事業報告書

|  |  |
| --- | --- |
| １　事業実施主体 |  |
| ２　事業内容 | （①実施日、②参加人数、③開催場所、④事業概要などを記載） |
| ３　事業成果 |  |

様式第５号（第７条関係）

令和　年度倉吉市花と緑のまちづくり支援事業補助金収支決算書

（収入の部）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　目 | 決算額 | 摘　要 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　計 |  |  |

（支出の部）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　目 | | 決算額 | 摘　要 |
| 補助対象経費 |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 小　計 |  |  |
| 補助対象外経費 |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 小　計 |  |  |
| 合　計 | |  |  |